国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

						1			別	
		地方税共同機構		ム機構	地方公共団体情報システ	地方公共団体金融機構		名称	別表第二(第二十四条の二関係)	改
(略)	二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年法律第	5)	法(平成二十五年法律第二十九	地方公共団体情報システム機構	(略)	(略)	根拠法	ś)	正案
	,								別	
						地方公共団体金融機構		名称	別表第二(第二十四条の二関係)	現
(略)						(略)	(略)	根拠法	馀)	行

国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)

(経過措置)													第二条 削除		附則	
																改正案
(経過措置)	にかかわらず、その提供を免ずることができる。	については、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定	若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているもの	を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、	体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換	う。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒	くは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」とい	覧又は記録を制限する手段であって、オンライン資料の閲覧若し	よっては認識することができない方法によりオンライン資料の閲	び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚に	資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及	「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン	第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において	(提供の免除)	附則	現行

第三条

この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四|第三条

新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に

ン資料について適用する。

公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ